◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３５５号（H28. 6. 17）◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
１．重大事故等情報＝６件（６月１０日～６月１７日分）
（１）乗合バスと路面電車との接触事故
（２）乗合バスの車内事故
（３）貸切バスの火災事故
（４）貸切バスの死傷事故
（５）法人タクシーの死傷事故
（６）法人タクシーの転落事故

２．「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」の公表について
３．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
４．軽井沢スキーバス事故を受けた集中監査の実施結果（速報）について
５．車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について
６．タクシーの事故調査分析結果について（関東運輸局発）
７．４月１３日に発生した貸切バスの車両火災事故に関する補足情報（中部運輸局発）
８．軽井沢スキーバス事故を受けた街頭監査の実施結果について

◇◇◇

客１名が車内で転倒した。
この事故により、転倒した乗客が左大腿骨骨折の重傷を負った。

（３）貸切バスの火災事故
６月１０日（金）午前７時２０分頃、青森県の市道において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客２名を乗せ運行中、エンジンが停止した。
再始動しようとしたが始動しなかったため、運転者がエンジンルーム扉を開けたところ、エンジン右側付近から火災を発見し、運転者自ら消火活動を行い消火した。
この事故による負傷者はなし。

（４）貸切バスの死傷事故
６月１２日（日）午前１１時００分頃、東京都の国道トンネル内において、千葉県に営業所を置く貸切バスが運行中、車道を走っていた自転車をはねた。
この事故により、自転車歩行者が死亡した。

（５）法人タクシーの死傷事故
６月１０日（金）午後１１時００分頃、福岡県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せ運行中、歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。
事故当時、歩行者は現場の道路に座り込んでいた模様。

（６）法人タクシーの転落事故
６月１２日（日）午後１１時１０分頃、広島県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せ運行中、道路右側の水路に転落した。
この事故により、法人タクシーの乗客が軽傷を負った。
事故当時、降雨により視界不良であったため、運転者が道路右側に並走する落差１メートルの水路を見落とし転落した模様。

上記６件の死傷者数計：死亡２名、重傷１名、軽傷１名（速報値）

◇◇◇

がとりまとめられましたので、お知らせいたします。

＜総合的な対策の概要＞
〇「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」では、本年１月２９日から１０回にわたり議論を重ね、本日、総合的な対策をとりまとめた。

〇「安全・安心な貸切バスの運行を実現するため総合的な対策」では、安全対策の根幹にある基本的な考え方を明確にした上で、それに沿った　形で、対策の主な内容と留意すべき事項を示し、別紙において、対策の具体的な項目及びスケジュールについて整理している。
【基本的考え方】
（１）　国は貸切バスの安全運行に関する遵守事項を強化し、その徹底を図ること
（２）　国は貸切バス事業者のルール違反を早期に是正させるとともに、不適格者を排除すること
（３）　バス事業者、旅行業者は安全確保を最優先に据え、両業界等は協力・連携してルール遵守の環境整備を推進すること

〇対策の実施に当たっては、その実行性等について確認し、必要に応じて対策の内容の見直しや、実施方法の改善を図るなど、ＰＤＣＡサイクルを構築した上で進めることが必要であり、この点についても、当委員会において検証を行っていくこととする。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000250.html

◇◇◇

〔特別重要調査対象事故〕
・乗合バスの衝突事故（東京都大田区）
〔重要調査対象事故〕
・貸切バスの追突事故（東京都板橋区）
・乗合バスの衝突事故（千葉県白井市）
・乗合バスの衝突事故（北海道小樽市）
・乗合バスの追突事故（北海道中川郡）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000245.html

◇◇◇

◇◇◇

によるけが人はありません。

当該事故は冬場での燃料の凍結を改善し、エンジンの始動に使用するため、トランク内に置いてあったガストーチが何かしらの原因により、発火したために発生した事故であります。

バスのトランクルームに発火のおそれがあるものや可燃性が高いものは、絶対に収納してはいけないということは、各バス事業者にとって、輸送の安全の確保のためには当たり前のこととは思いますが、このような事故が発生していることから、同種事故の再発防止を図るため関係事業者におかれましては、車両内に「発火のおそれがあるものや可燃性が高いものは、絶対に収納してはいけない」との認識を改めて持っていただくよう、早急に周知徹底を実施し、輸送の安全の確保に努められるようお願いします。

◇◇◇

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆